

両立支援等助成金

育児休業等支援コース

新型コロナウイルス感染症特例

受付再開

新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給の特別休暇制度の規定化及び小学校等が臨時休業した場合でも勤務できる両立支援制度の社内周知を行い、実際に有給休暇を取得した労働者が出た事業主に対して助成される制度です。

助成額

1労働者あたり	10万円 （10人まで/上限100万円）
申請要件 （1事業主単位の申請）	対象労働者の延べ人数が 10人 まで

対象となる事業主

①～④の全ての条件を満たす事業主が対象

- ①新型コロナウイルス感染症に対応した**7日以上**の**特別有給休暇を取得できる制度**が、労働協約又は就業規則等に規定されていること。
- ②労働者1人につき**特別有給休暇を1日以上**、取得していること。
- ③対象労働者について、特別有給休暇取得時または本助成金の申請日に雇用保険被保険者であること。
- ④小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組みを**社内に周知**していること。

- ◆テレワーク
- ◆短時間勤務制度
- ◆フレックスタイム制度
- ◆時差出勤
- ◆夜勤回数の制限
- ◆小学校等の休業期間に限定した短時間勤務・時差出勤制度
- ◆労働者の子ども向けの保育施設の設置・運営
- ◆ベビーシッター費用補助制度 等

申請には就業規則等に特別有給休暇制度（賃金全額支給）を規定しておく必要があります。

特別有給休暇を取得した日	申請期間
令和 5年 4月 1日～令和 5年 6月30日	令和 5年 4月 1日～令和 5年 8月31日
令和 5年 7月 1日～令和 5年 9月30日	令和 5年 7月 1日～令和 5年11月30日
令和 5年10月 1日～令和 5年12月31日	令和 5年10月 1日～令和 6年 2月29日
令和 6年 1月 1日～令和 6年 3月31日	令和 6年 1月 1日～令和 6年 5月31日